

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

利根川上流管内

四 作業期間

令和六年八月九日から令和七年二月二十八日まで